

各州と連邦政府の制度が並存

要約

「通常」の失業保険制度は各州が所管し、「延長」失業保険制度は基本的に連邦政府が財源を負担している。

2010 年 6 月 8 日

マクロ経済フラッシュ (No10-349)

州政府と連邦政府がそれぞれ失業保険制度を提供

米国では、州政府と連邦政府の両方が失業保険制度を提供している。各 50 州が独自に給付対象、給付要件、財源に関する規則を定め、「通常」の失業保険制度に基づき、最長 26 週間にわたり失業保険を給付する。ただし、失業率が高い時期には、26 週間の通常失業保険の給付期間が満了した失業者は、連邦政府の「延長」失業保険制度に基づき、州によって 13～20 週にわたり、延長失業保険の給付を受けることができる。

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル

チーフ・エコノミスト(米国)

デビッド・レスラー

長期失業者を対象とする 2008 年緊急失業給付制度(EUC)

2008 年に施行された緊急失業給付制度(EUC)は、延長失業保険の 2 つ目の制度で、給付の適格要件が 4 段階に分かれている。最初の 2 段階では、全米 50 州の失業者は、州政府による通常失業保険、連邦政府による延長失業保険が満了した後、第 1 段階で最長 20 週、第 2 段階で最長 14 週の追加給付を受けることができる(図表 1)。したがって、全米 50 州の失業者は、最長 80 週間にわたり失業保険を受給することが可能だ。

一部の失業者は 2 年近くにわたり失業給付を受けることも可能

一部の州では、失業者はさらに 19 週にわたり、失業給付を受けることも可能だ。10 年 3 月までに、第 3 段階の EUC が 37 州、第 4 段階の EUC が 23 州に適用された。これらを併せ、3 月末までに EUC に基づき、累積で推定 695 億ドルが支払われた模様だ。この支出額が一段と拡大することは確実だろう。野村の推定によると、30 州に加えワシントン D.C.が現在、第 3 段階、第 4 段階の基準を満たしている。上記州・地区の失業者は、最長 99 週にわたり失業給付を受けることができる。図表 2 に、4 月の失業率を反映した過去 3 ヶ月の平均失業率を示した。

本レポートは、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルのエコノミストからの寄稿を含む、野村證券金融経済研究所の著作物です。

2008 年 EUC の 4 段階の基準の詳細

- ・第 1 段階: 全 50 州について、最長 20 週間の給付
- ・第 2 段階: 全 50 州について、最長 14 週間の追加給付
- ・第 3 段階: 以下の条件に該当する州について、最長 13 週間の追加給付
 - ・過去 13 週間の失業保険受給率が 4.0%以上、もしくは
 - ・過去 3 ヶ月間の季節調整済み失業率が 6.0%以上
- ・第 4 段階: 以下の条件に該当する州について、最長 6 週間の追加給付
 - ・過去 13 週間の失業保険受給率が 6.0%以上、もしくは
 - ・過去 3 ヶ月間の季節調整済み失業率が 8.5%以上

(図表 1) 失業給付の詳細

プログラム	最大給付 期間(週)	適用州	累積支給額 (10億ドル)
通常給付	26	50	NA
延長給付	20	50	NA
EUC			
第1段階	20	50	47.8
第2段階	14	50	14.8
第3段階	13	37	5.9
第4段階	6	23	1.1
合計	99		69.5

(注) EUC:連邦政府が提供する緊急失業保険制度、NA:統計なし

(出所) 米労働省よりノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル作成

(図表 2) 過去 3 ヶ月の平均失業率(%)

マサチューセッツ州	14.1	イリノイ州	9.9
ネブラスカ州	13.4	ニューハンプシャー州	9.8
ペンシルバニア州	12.6	アリゾナ州	9.5
カリフォルニア州	12.6	ミシシッピ州	9.4
ワシントンD.C.	12.2	ワシントン州	9.4
ロードアイランド州	12.1	バージニア州	9.4
ミネソタ州	11.5	ハワイ州	9.3
ワイオミング州	11.5	メリーランド州	9.3
アイダホ州	11.4	デラウェア州	9.1
アラバマ州	11.0	コネチカット州	9.1
ニューヨーク州	11.0	オレゴン州	9.0
ノースダコタ州	10.9	ニュージャージー州	8.7
カンザス州	10.7	ウェストバージニア州	8.7
サウスダコタ州	10.6	ニューメキシコ州	8.6
オクラホマ州	10.6	アラスカ州	8.5
フロリダ州	10.5		

(出所) 米労働省よりノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル作成

このレポートは、作成日現在におけるマクロ経済全般についての情報提供を唯一の目的としており、有価証券等の勧誘を目的としているものではありません。なお、このレポートに記載されている情報は、当社が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、正確かつ完全であることを当社が保証するものではありません。このレポートに記載された意見、経済全般の実績、評価又は将来動向の表示等は、作成日時点におけるものであり、予告なく変わる場合があります。この資料には、特定の前提条件の下に特定の手法により導き出されたシミュレーション、試算等が示されている場合があります。これらシミュレーション等の結果は、前提条件が異なる場合、別の手法による場合等においては、異なる結果になることがあります。また、当該結果は将来の結果を保証するものではありません。このレポートは、提供させていただいたお客様限りでご使用いただきますようお願い申し上げます。

野村證券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（国内株式取引の場合は約定代金に対して最大 1.365%（税込み）（20 万円以下の場合は、2,730 円（税込み））の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等）をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 第 142 号

加入協会 / 日本証券業協会、（社）日本証券投資顧問業協会、（社）金融先物取引業協会

このレポートは、作成日現在におけるマクロ経済全般についての情報提供を唯一の目的としており、有価証券等の勧誘を目的としているものではありません。なお、このレポートに記載されている情報は、当社が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、正確かつ完全であることを当社が保証するものではありません。このレポートに記載された意見、経済全般の実績、評価又は将来動向の表示等は、作成日時点におけるものであり、予告なく変わる場合があります。この資料には、特定の前提条件の下に特定の手法により導き出されたシミュレーション、試算等が示されている場合があります。これらシミュレーション等の結果は、前提条件が異なる場合、別の手法による場合等においては、異なる結果になることがあります。また、当該結果は将来の結果を保証するものではありません。このレポートは、提供させていただいたお客様限りでご使用いただきますようお願い申し上げます。